

警戒区域から避難を余儀なくされた要介護者（避難先において自力外出ができなくなった）及び腰痛の持病を抱えている介護者について、避難による日常生活阻害慰謝料が増額された事例（要介護者X2は、別途直接請求で慰謝料122万円を受領済み）。

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X1、同X2（以下、申立人2名を総称して「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙損害項目一覧（以下「別紙一覧」という。）記載の損害項目（別紙一覧の各期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

#### 2 期間

各損害項目につき、別紙一覧記載の各期間。

### 第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項（別紙一覧）所定の損害項目及び期間に対する和解金として金13,080,974円の支払義務があることを認める。

### 第3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人X1に対し、第1項（別紙一覧）記載の損害に対する賠償金として金1,050,000円を支払済みであることを確認する。

当該既払金1,050,000円について、第2項記載の和解金13,080,974円と清算する。

### 第4 支払方法

（省略）

### 第5 清算

申立人らと被申立人は、第1項（別紙一覧）記載の損害項目（別紙一覧記載の各期間に限る。また、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。ただし、別紙一覧（7）、（9）、（11）、（12）記載の損害項目（申立人X1の（7）財物損害（家財一式）、（9）通院慰謝料、（11）精神的損害、申立人X2の（12）精神的損害及び上記（7）、（9）、（11）、（12）についての別紙記載の各対象期間）については、本和解に定める金額を超える部分につき、精算の効力は及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げないことを相互に確認する。

### 第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年1月23日

（仲介委員 栗原 浩）

（別紙損害項目一覧）

損害項目	期間	金額
(1)避難費用（移動費用、滞在費含む）	自 平成23年3月11日 至 平成24年6月30日	38,000円
(2)生活費増加分	自 平成23年3月11日 至 平成24年6月30日	310,000円
(3)家族間交通費	自 平成23年3月11日 至 平成24年5月31日	70,000円
(4)一時立入費用（交通費、滞在費）	自 平成23年3月11日 至 平成24年6月30日	23,500円
(5)南相馬市帰還費用（交通費、滞在費）	自 平成23年3月11日 至 平成24年6月30日	289,700円
(6)就労不能損害（申立人X1）	自 平成23年3月11日 至 平成24年5月31日	4,541,775円
(7)財物損害（家財一式）（申立人X1）	自 平成23年3月11日 至 平成24年6月30日	3,250,000円
(8)通院交通費（申立人X1）	自 平成23年3月11日 至 平成24年6月30日	55,000円
(9)通院慰謝料（申立人X1）	自 平成23年3月11日 至 平成24年6月30日	150,000円
(10)文書料（申立人X1）	平成24年8月16日、24日支出分	8,000円
(11)精神的損害（申立人X1）	自 平成23年3月11日 至 平成24年6月30日	2,592,000円
(12)精神的損害（申立人X2）	自 平成23年3月11日 至 平成24年6月30日	1,372,000円
(13)弁護士費用	自 平成23年3月11日 至 平成24年6月30日	380,999円
合計額		13,080,974円